

第2号様式

鹿児島県警察表彰運用要領の制定について（概要）

（令和7年6月10日 鹿監第116号）

本通達は、警察本部長が行う表彰のほか、鹿児島県警察の表彰について必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 要領の趣旨
- 本部長表彰要領
- 所属長等表彰要領

等である。